

取扱金融機関	約定書締結金融機関																				
制度融資等の利用	不可																				
責任共有制度	対象																				
申込方法	金融機関経由申込																				
対象要件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であること (1) 1 期以上の決算または確定申告を行っていること (2) 九州北部税理士会の会員である税理士または税理士法人（以下、税理士等）が月次管理等を行い、税理士等からの推薦があること (3) 次の条件を満たしていること 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上 《個人の場合》貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が 200 万円以上 ※ただし、直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援により策定した経営改善計画書（別紙様式）において、業績の改善が見込まれること。 (4) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと																				
融資限度額	5,000 万円以内（ただし、1 中小企業者 1 口限りとする）																				
保険種別	一般関係無担保保険（8,000 万円）、一般関係普通保険（2 億円）																				
保証期間	12 ヶ月以内（ただし、初回利用時の終期は決算申告（確定申告）期限から概ね 2 か月以内とし、以降更新時においては原則として 12 ヶ月とする）																				
資金使途	運転資金（但し、保証協会が認めた場合は既保証付融資の借換も可能）																				
貸付形式	手形貸付・証書貸付																				
返済方法	一括返済																				
担保/連帯保証人	担保は必要に応じ/連帯保証人は原則として法人は代表者、個人は不要																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
信用保証料	基準保証料率（責任共有保証料率） <table border="1"> <thead> <tr> <th>料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table>	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9												
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証料割引	1. 「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、上記保証料率から 0.1% 差し引く 2. 不動産等担保の提供がある場合は上記保証料率から 0.1% 差し引く 3. 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 21 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関をいう）の場合は、上記保証料率から 0.1% 差し引く																				
取扱期間	平成 28 年 12 月 5 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金） ※初回申込受付期間																				
更新時の取扱い	【更新回数】最大 4 回まで更新可能とする（※更新回数満了後の取扱いは、「更新できない場合の取扱い例」に準じる）。 【更新の方法】原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い）。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。 【更新できない事由】 ① 既保証付融資の返済条件を緩和した場合 ② 2 期連続経常利益を計上していない場合（個人の場合は 2 期連続青色申告特別控除前所得金額 200 万円未満の場合） ③ 著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ④ その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 【更新ができない場合の取扱い例】 ① 期日一括返済、② 条件変更による分割返済、③ 他保証商品での借換（保証利用要件等を欠いている場合は除く）																				
必要書類	【初回申込時】 ① 推薦書（別紙様式） ② 決算概要報告書（別紙様式） ③ 推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は「認定通知書」（A4 サイズ）の写し ④ 直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式） 【更新時】 ① 決算概要報告書（別紙様式） ※直近決算（確定申告）において経常利益を計上していない（個人は青色申告特別控除前の所得金額が 200 万円未満）の場合は、その要因及び改善策の記載が必要。 ② 直近決算（確定申告）において債務超過の場合は、税理士等の支援による「経営改善計画書」（別紙様式） ③ 初回申込時から月次管理等をする税理士等が変更となった場合は、推薦書（別紙様式） ④ 初回申込時以降、推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は「認定通知書」（A4 サイズ）の写し																				
モニタリング	① 税理士等は、申込人の業況が悪化した場合は、速やかに取扱金融機関へ報告するとともに、取扱金融機関は保証協会へ速やかに報告するものとする。 ② 取扱金融機関は、実行後の申込人の現況把握に努め、利息の徴求ができなかった場合等は、速やかに保証協会へ報告し、必要に応じ、保証協会および税理士等と連携して経営支援に取組むものとする。																				
本保証のイメージ																					